

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年5月14日

世田谷区

1 事業の概要

(1) 件名

(仮称) 世田谷区豪雨対策後期行動計画策定に関する検討業務委託

(2) 目的

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年10月に「世田谷区豪雨対策基本方針」を策定した。また、この基本方針に基づいて、平成29年度までに実施すべき具体の行動をとりまとめた「世田谷区豪雨対策行動計画」を平成22年3月に策定し、事業を推進している状況である。

行動計画の中では、中間見直しを平成25年に実施すると明記している。本業務はこれまでの取り組みを分析（費用対効果等）及び評価するとともに、改善点を列挙し、今後の豪雨対策の方策を検討し、必要に応じ修正することを目的とする。

(3) 業務内容（案）

① 4つの柱に対する行動計画の進捗整理・取りまとめ

- ・河川・下水道の整備状況
- ・流域対策の実施状況
- ・家づくり・まちづくり対策の実施状況
- ・避難方策の実施状況

② モデル地区に対する行動計画の進捗整理・取りまとめ

③ 現行計画での課題の抽出及び実現化方策の検討

- ・現在までの流域対策量の抽出
- ・区管理水路及び在来雨水管の活用検討
- ・課題の抽出と実現化方策の検討
- ・現行行動計画の評価

④ 世田谷区豪雨対策行動計画の見直し

⑤ 庁内検討委員会及び検討委員会に先立ち開催する調整会議の資料の作成及び運営支援

⑥ 行動計画見直し案の作成

⑦ 報告書作成

(4) 履行期間

平成25年7月下旬（予定）から平成26年3月14日（金）まで

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項

に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(7) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「土木・水系関係調査業務」、取扱品目「河川・水理計画」又は「水理模型による解析」を有すること。

3 提案書を提出することができる者を選定する基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できたものには、プロポーザル招請通知書を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 予定技術者の技術力及び実施体制（資格要件、専門技術力、専任性、実施体制の的確性）

(2) 予定技術者の取り組み姿勢等（専門技術力の確認、地域精通度、取り組み意欲、コミュニケーション能力）

(3) 企画提案書（業務内容の理解度、実施方針の的確性、特定テーマに対する提案の的確性・実現性・独創性、業務実施に際しての独創性と実現性、委託予定額と作業量の整合性、工程計画の的確性）

(4) ヒアリングでの説明内容の明確性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

世田谷区土木事業担当部土木計画課（世田谷区役所城山分庁舎2階） 担当 安藤、池岸

電話：03-5432-2365 FAX：03-5432-3026

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

①期 間：平成25年5月14日（火）～平成25年5月27日（月）

※土・日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く）

②場 所：上記（1）に同じ

③方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

①期 限：平成25年5月27日（月）17時

②場 所：

「持参の場合」

世田谷区土木事業担当部土木計画課（世田谷区役所城山分庁舎2階） 窓口

住 所 〒154-0017

世田谷区世田谷4-24-1

電 話 03（5432）2365

「郵送の場合」

世田谷区土木事業担当部土木計画課

住 所 〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

電 話 03（5432）2365

③方 法：持参又は郵送（必着）

※参加表明書を提出する前に、要電話連絡（方法について確認）

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

①期 限：平成25年7月1日（月）17時まで

②場 所：上記（3）に同じ

③方 法：持参又は郵送（必着）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は5（2）の説明書による。